

東近江市小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内で事業を行う小規模事業者が、八日市商工会議所（以下「商工会議所」という。）及び東近江市商工会（以下「商工会」という。）が行う経営発達支援計画による支援を受け作成した経営計画に基づき取り組む事業のうち、既存店舗の改修等に要する経費に対し交付する補助金に関し東近江市補助金等交付規則（平成17年東近江市規則第54号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 卸売業、小売業又はサービス業に属する事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2 条に規定する営業を除く。)を主たる事業として営む者で、常時使用する従業員の数が5人以下のものをいう。
- (2) 既存店舗 小規模事業者が現に営業している店舗(フランチャイズを除く。)のうち、床面積の合計が1,000平方メートル未満であり、市内で2年以上の営業実績があるものをいう。
- (3) 経営発達支援計画 商工会議所及び商工会による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第5条の規定により経済産業大臣の認定を受けたもの又はそれに準ずるものをいう。
- (4) 改修等 既存店舗の改修又は増改築及び附帯施設の設置をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 既存店舗の改修等の費用を負担する者
- (2) 小規模事業者であること。
- (3) 商工会議所又は商工会の会員であること。
- (4) 商工会議所又は商工会が小規模事業者経営発達支援計画に基づいて行う支援を受け事業を実施していること。
- (5) 補助金交付申請書の申請内容に基づき、店舗として3年以上活用する予定が

あること。

(6) 市税等の滞納がない者

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条）に規定する暴力団又は暴力団員でない者であること。法人の場合は、役員及び社員が暴力団員でないこと。

（補助対象工事）

第4条 補助の対象となる店舗改修等工事は、次に掲げるものとする。ただし、新築工事、購入してきた備品や家電製品等の簡易な取付等が主となるものは対象としない。

(1) 市内工事業者と契約して行う50万円以上（消費税を含む。）の経費を要するものであること。

(2) 併用住宅の店舗改修等工事をするとき、改修後の非住居部分に関するものであること。

(3) 補助金の交付申請の日の属する年度内に着手し、当該年度の3月末日までに完了し、実績報告を行えるものであること。

(4) 補助を受けようとする店舗改修等工事について、国、県又は市の他の制度による補助金等を受けていないこと。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 この要綱による補助金の交付対象となる経費は店舗改修等工事に要する経費とし、補助金額は当該経費の2分の1に相当する額とする。ただし、補助金額は、50万円を限度とする（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、店舗改修等工事の開始前に市長に提出し、交付の決定を受けなければならない。

(1) 事業概要説明書（様式第2号）

(2) 小規模事業者経営発達支援計画による支援を受けて作成した経営計画書

(3) 個人情報の同意書（様式第3号）

(4) 誓約書（様式第4号）

(5) 既存店舗の改修等に係る図面及び見積書

(6) 既存店舗の位置図及び工事箇所の実況写真

(7) 商工会議所又は商工会の意見調書

(8) 直近の決算書 2 期分（個人の場合は、確定申告書 2 年分）

(9) 既存店舗の賃貸借契約書又は建物登記簿の写し

(10) 市税等の完納証明書

(11) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときには、必要に応じて条件を付した上で小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付決定通知書（様式第 5 号。以下「決定通知」という。）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 6 号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（事業の変更）

第 8 条 前条第 2 項の規定により補助金の決定通知を受けた者が事業を変更しようとするときは、小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金変更交付承認申請書（様式第 7 号。以下「変更交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果を小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金変更交付決定承認通知書（様式第 8 号。以下「変更決定通知」という。）により、当該事業者に通知するものとする。

（状況報告及び実地調査）

第 9 条 市長は、必要があるときは店舗改修等工事の遂行状況に関し、施工業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、店舗改修等工事の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業者には是正を求めるものとする。

（実績報告）

第 10 条 決定通知を受けた者が工事を完了したときは、当該完了日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金実績報告書（様式第 9 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 店舗改修等工事に係る請求書

(2) 店舗改修等工事に係る領収書

(3) 工事完了後の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があつたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の決定通知の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金確定通知書（様式第10号。以下「確定通知」という。）により当該事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 確定通知を受けた者は、速やかに小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認められた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第14条 市長は、決定通知又は変更決定通知を受けた者が補助金の交付決定の内容若しくはこの要綱に違反したとき又は第9条第2項の指示に従わない場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項に規定する交付決定の取消しは、小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、当該事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(令和5年度における補助金額の特例)

2 東近江市中小企業及び小規模企業振興基本条例（平成31年東近江市条例第5号）第2条第3号に規定する経済団体の所有する建物において、当該経済団体の同意

を得て事業を営む小規模事業者が令和5年度中に行う店舗改修等工事については、  
第5条ただし書中「50万円」とあるのは、「100万円」とする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

東近江市長 様

（申請者）住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者

印

小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付申請書

東近江市小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付要綱第6条の規定により標記補助金の交付を受けたいので、要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

事業所名・代表者名	
連絡先	
店舗所在地	東近江市
改修工事経費（税込）	円
交付申請額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業概要説明書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 小規模事業者経営発達支援計画による支援を受け作成した経営計画書 <input type="checkbox"/> 個人情報等確認同意書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 既存店舗の改修等に係る図面及び見積書 <input type="checkbox"/> 既存店舗の位置図及び現況写真 <input type="checkbox"/> 商工会又は商工会議所の意見調書 <input type="checkbox"/> 直近の決算書2期分（個人の場合は確定申告書） <input type="checkbox"/> 既存店舗の賃貸借契約書又は登記簿の写し <input type="checkbox"/> 市税等の完納証明書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類



様式第3号（第6条関係）

補助金交付申請において必要となる個人情報等確認同意書

私は、東近江市小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金の交付申請にあたり、申請要件を満たしていることを証明するため、下記の個人情報又は法人情報を当該補助金交付事業を所管する市の職員が確認することに同意します。

年 月 日

申請者

㊟

記

対象となる個人情報・法人情報	同意の意思
住民基本台帳による世帯状況（法人の場合は法人登記簿の役員等情報）	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
公金収納状況	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
店舗改修に関する国、県、市等の補助制度の交付状況又は給付制度の受給状況	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

市記入欄（※ 以下申請者は、記入の必要はありません。）

住民基本台帳による世帯状況	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合
固定資産税課税台帳による建物の状況	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合
市税収納状況	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合
他の交付状況又は給付制度の受給状況	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合



誓約書

私は、東近江市小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

なお、東近江市が必要な場合には、下記の事項について東近江警察署に照会することについて承諾します。

記

自己又は同居人を含む家族、法人の場合は法人及びその役員（以下「自己及び関係者」）が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己及び関係者が第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

年 月 日

東近江市長 様

住所（所在地）

---

（ふりがな）

氏名（法人名）

---

 ㊞

生年月日（設立年月日） 年 月 日 性別（男・女）

---

様式第4号の1（第6条関係）

誓約書の添付書類

番号	住所（法人の場合は登記簿記載の所在地）	続柄（法人の場合は役職）	フリガナ	氏名（漢字表記）	生年月日				性別
					元号	年	月	日	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※添付書類には、申請者の家族（2親等以内）又は同居人のうち、成人されている方のみを記載してください。

第 号  
年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名

東近江市長

印

小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東近江市小規模事業者既存店舗  
リノベーション支援事業補助金について、下記のとおり交付決定しましたので、東近江  
市小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定によ  
り通知します。

記

交 付 決 定 額	金 円
条 件	

- （注）
- 1 補助金の交付額は、補助事業の終了後、補助金実績報告書の提出を受けてから  
確定します。補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書を提出して  
ください。
  - 2 補助事業の内容を変更するとき又は中止するときは、あらかじめ連絡をしてく  
ださい。
  - 3 補助事業の実施状況をお尋ねする場合があります。
  - 4 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき補助金の交付決  
定の取消し又は補助金の返還を求めることがあります。

様式第6号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

東近江市長

印

小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東近江市小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金について、次の理由により交付しないことに決定しましたので、東近江市小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

交付しない理由

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

東近江市長 様

(申請者)

住 所

氏 名 ㊟

小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金変更交付承認  
申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記  
助成金について、下記のとおり変更したいので、東近江市小規模事業者既存店舗  
リノベーション支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添  
えて申請します。

記

<input type="checkbox"/> 変 更 の理由		
<input type="checkbox"/> 中 止		
変更事項	変更前	
	変更後	

※関係書類は、指示された書類を添付してください。

第 号  
年 月 日

（申請者）  
住 所  
氏 名

東近江市長 印

小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付決定変更  
承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった東近江市小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金について、下記のとおり変更を承認しましたので、東近江市小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

変更決定額	金 円
交付決定額	金 円

- （注） 1 補助金の交付額は、補助事業の終了後実績報告書の提出を受けてから確定します。補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書を提出してください。
- 2 補助事業の内容を変更するとき又は中止するときは、あらかじめ連絡をしてください。
- 3 補助事業の実施状況をお尋ねする場合があります。
- 4 補助金を交付申請書記載の事業経費以外に使用したときは、補助金の交付取消又は助成金の返還を求めることがあります。

年 月 日

東近江市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

㊟

小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた標記  
助成事業を完了しましたので、東近江市小規模事業者既存店舗リノベーション  
支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定によりその実績を下記のとおり報  
告します。

記

補 助 金 交 付 決 定 額	金 _____ 円
補 助 事 業 の 実 施 期 間	(着手) 年 月 日から (完了) 年 月 日まで
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 店舗改修工事に係る請求書（写し） ※内訳及び明細が記されたもの <input type="checkbox"/> 店舗改修工事に係る領収書（写し） <input type="checkbox"/> 改修工事完了後の写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの

様式第 10 号（第 11 条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名

東近江市長

印

小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった東近江市小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金については、下記のとおりその額を確定しましたので、東近江市小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

確 定 額	金 円
条 件	

- （注） 1 確定通知書（様式第 10 号）を受けた事業者は、速やかに補助金請求書を提出してください。
- 2 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還を求めることがあります。



様式第 11 号（第 12 条関係）

年 月 日

東近江市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

㊟

小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった標記  
補助金を交付されるよう、東近江市小規模事業者既存店舗リノベーション支援  
事業補助金交付要綱第 12 条の規定により請求します。

交付請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第 12 号（第 14 条関係）

第 号  
年 月 日

様

東近江市長

印

小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付決定取消通知  
書

年 月 日付けで申請のあった東近江市小規模事業者既存店舗リノ  
ベーション支援事業補助金について、次の理由により交付決定を取り消すことになりま  
したので、東近江市小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付要  
綱第14条第2項の規定により通知します。

交付決定取消理由